

シチリヨリチカ 七里頼周 三河法橋。本願寺の坊官で、元龜二年金澤御坊に下つた。天正二年越前の土民等が、府中の城主富田長秀に叛し、金澤御坊の援を請ふや、七里頼周は二月上旬越前に發向し、長崎稱念寺に陣した。然るに頼周の未だ命を傳へざるに先だち、國中の一揆蜂起して、長崎城主黒坂與七郎、河合庄の乙部勘解由左衛門、三富庄の朝倉孫六郎等を破つた。頼周乃ち兵を進めて、長秀の徒北庄の毛屋猪之助等を殺し、十四日府中城に迫つて長秀を誅した。次いで下間頼照等の加賀より來つて金津城主溝江長逸等を除くに及び、園國の政務全く一揆の進退する所になり、頼周は上七郡を領し、八月園境湯尾峠に部隊を配置して之を守つたが、三年織田信長の越前に侵入するや、一揆等皆取れて加賀に退いた。次いで頼周は杉浦立任との間に衝突を生じ、之に迫つて生害せしめ、翌四年又鍋木頼信を誅戮せんとして、北二郡の一揆等の反抗を受け、爲に彼等によつて本願寺の坊官下間刑部卿法眼頼廉に告發せられた。

シチロウ 七郎 ヒチ 石川郡宮保の内の小字。

ジツキヨウ 實教 蓮悟兼縁の子。童名光壽、公名右兵衛督、諱は兼興。權律師に任ぜられた。初め蓮悟は弟實悟兼俊を養うて河北郡若松本泉寺の嗣としたが、實教の生まれるに及んで、實悟は石川郡清澤坊に移つた。後國內錯亂の際、實教その母と共に能登の府中に難を避けてゐたが、天文二年七月十九日享年二十六を以てその地に寂した。

ジツキヨウ 實慶 能美郡松岡寺二代蓮慶兼玄の子。母は光兼法印の女。童名光賀、公

名少將後宰相、諱は兼相。享祿四年加州錯亂の際、父と共に自害した。享年二十九。實慶の室は超勝寺實顯の女で、その娘は後に石川郡白山寺長吏に嫁した。

ジツケン 實顯 諱は教員。權大僧都。父は大僧都蓮超、母は本蓮寺蓮覺の女。童名福壽、公名兵部卿。初め越前藤島超勝寺の五代に居り、永正三年加賀江沼郡林に移り、大永五年寺基を建て、又之を超勝寺と號した。林の地は粟津に近きを以て、粟津超勝寺といはれる。

ジツケンマチ 十間町 金澤の町名で、寛永以前よりの町である。十間町の名は十三間町・十九間町などと同じく、初は戸數十軒を有したからであるといふ。

ジツゴ 實悟 諱は兼了、後に兼俊と改めた。蓮如の第十男。童名光童丸、公名は中将。生後百日で若松本泉寺蓮悟に養はれたが、後蓮悟の實子實教の生まれるに及んで、蓮悟の別に草創した石川郡の清澤坊に移り、後願得寺の號を本願寺實如から受け、權少僧都に任ぜられた。實悟天文十年本山本支系圖一卷を著し、天正四年には實悟記を録した。十一年十月二十日寂、享年九十二。

ジツゴキ 實悟記 一冊。天正四年石川郡鶴來なる清澤願得寺の開祖實悟の著。蓮如上人一期記ともいふ。蓮如以來北國に於ける眞宗興隆の事實百七十二條を記し、之を本願寺顯如に進めたものである。實如時代の記述が最も詳しい。

ジツコクボウ 拾穀坊 珠洲郡西時國なる

石倉比古神社の社僧岩藏寺中の本坊。永祿元年閏六月八日附西方三郎の田地寄進執達狀宛所に『其時一代之拾穀祐遍』、元龜三年九月廿日附山崎六郎右衛門實信の寄進狀宛所に岩藏拾穀坊など見える。

ジツシヨウ 實照 諱は教雄。權大僧都。父は權大僧都實顯、母は河内顯證寺蓮淳大僧都の女。公名刑部卿。江沼郡超勝寺を置した。

ジツシヨウイン 實性院 大聖寺藩祖前田利治の法號。詳しくは實性院機雲宗用大居士。

ジツシヨウイン 實性院 (一)沿革—江沼郡大聖寺町に在つて、曹洞宗に屬する。大聖寺藩祖前田利治の入部した時、侍臣玉井市正貞直之に従ひ、寛永十八年通外祇微を金澤から居請して岡村に居らしめ、父廓庵宗英の牌を置いて宗英庵と稱したが、祇微は正保元年十二月十一日遷化した。時に門下天柱響補は金澤に居たが、岡村の庵室に來りて伽藍を建て、祇微を開山とし、改めて靈光山宗英寺と號した。次いで萬治三年利治歿してこの寺に納骨し、翌年墓を城南に築き、伽藍をその地に移して、改めて金龍山實性院と號した。

(二)世代—當時の住持は通外祇微を開山として、二代天柱響補、三代海翁巡浦、四代無得良悟、五代玉洲海琳、六代梅嶺行岳、七代靈隱契中、八代頑翁曳石、九代無隱道費、十代慧月普照、十一代白鳳台雲、十二代虎巖道順、十三代宜寛台道、十四代道策仁方、十五代千巖哲聖、十六代大龜玄策、十七代岱洲龜俊、十八代甘雨爲霖、十九代彌天畫雲、二十代泰宗哲寛、廿一代耕雲玉田、廿二代騰雲畫龍を経て明治期に入る。

ジツジヨウイン 實成院 加賀藩主第六代前田吉徳の側室辻氏の法號。詳しくは實成院蓮空日壽大姊。

ジツジヨウジ 實成寺 金澤野田寺町に在つて、永正山と號し、日蓮宗に屬する。貞享二年の由來書に、永正十四年日授之を石川郡野々市に創立したが、前田氏に及んで金澤小立野に轉じ、利常の時河原町に移され、後更に今の地に徙つた。寶曆十一年前田重教の生母實成院の歿するや、當寺に葬禮を行ひ、後又靈屋を設けたとある。然らば實成院の法號は當寺號を採つたものと見える。

シツセイ 執政 明治元年十二月十五日加賀藩は行政官から發布せられた藩治職制に基づき、従來の年寄・家老を廢し、(若年寄は既に廢せられて居た)執政・參政を置いた。その執政は年寄に當り、參政は家老に當るものであるが、従來の如き門閥によることなく、一般士人中の材幹あるものを選んで任ずることとした。

ジツソウイン 實相院 大聖寺藩主第二代前田利明の子で、溝口伯耆守重元の夫人であつた佐野姫の法號。詳しくは實相院蓮光淨池大姊。

シツソウケナラビニキウハンモンジヨ 執奏家並舊藩文書 一冊。白山比咩神社叢書第六輯として活版に附せられたものである。この叢書の三輯には白山比咩神社文書があるが、それは大部分神社の寶物として保存せられて居たものを集めたのであり、本輯のものは神庫の隅に反古同様に放置せられてゐたものから選り出したのであるといふ。

ジツソウジ 實相寺 金澤彦三町に在つて、